

パンフレット

大事なことを皆で考え決めるために

< 2 >

## 市民投票条例制定のために

<市民投票条例 市民案 第1条（目的）>

この条例は市民が市民による自治の重要性を強く認識し、市政運営上の重要事項について直接市民の意思を問う制度（「市民投票」）を設け、これによって示された市民の意思を市政に反映するとともに、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

大事なことは皆で決めよう会

市民投票は、大事なことは皆で考え、皆の投票で決めようという制度です。

